

高エネルギー加速器科学研究科共通科目
「高エネルギー加速器科学認定研究」の実施方法に関する申合せ

平成26年12月18日
高エネルギー加速器科学
研究科専攻長会議決定

(趣旨)

第1条 高エネルギー加速器科学研究科共通科目「高エネルギー加速器科学認定研究」(以下「認定研究」という。)は、高エネルギー加速器科学研究科の5年一貫制課程に在学する原則として2年次の学生が必ず通年で履修するものであり、3年次への進級判定及び修士相当の学力認定を行うものとする。

(認定研究レポート)

第2条 後学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の1月末までに、また、前学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の7月末までに、認定研究にかかわる「認定研究レポート」及び「認定研究審査申請書」(別紙様式1)を当該履修者の所属する専攻長に提出するものとする。ただし、修士学位取得資格者の認定を受けようとする者で、後学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は当該学期の1月10日までに、前学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の7月10日までにそれぞれ提出するものとする。

2 「認定研究レポート」は、日本語または英語で作成する。

(審査委員会)

第3条 専攻長は、前条第1項の書類を受理したときには、直ちにその審査を当該履修者の所属する専攻委員会(以下「専攻委員会」という。)に付託する。

2 専攻委員会は、「認定研究レポート」の審査の実施に先立ち、履修者毎に主任指導教員・副指導教員を含む3名以上の専攻の教員を「認定研究審査委員」(以下「審査委員」という。)に選出するものとする。

3 前項により選出された審査委員は、認定研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)を組織し、互選により主査を選出するものとする。ただし、当該申請者の主任指導教員は、審査委員会の主査にならないものとする。

(認定研究発表会)

第4条 後学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の2月末までに、また、前学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の8月末までに、

開催される公開の「認定研究発表会」において「認定研究レポート」に基づく発表と質疑応答を行う。ただし、修士学位取得資格者の認定を受けようとする者で、後学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は当該学期の1月末までに、前学期終了時に単位を付与される見込みの履修者は、当該学期の7月末までに、それぞれ「認定研究発表会」を行うものとする。

2 「認定研究発表会」には原則として審査委員が出席するものとする。

(審査)

第5条 審査委員会は、「認定研究レポート」及び「認定研究発表会」に基づき、認定研究審査等報告書(別紙様式2)により審査結果を専攻委員会へ報告するものとし、専攻委員会はその報告に基づき、3年次への進級判定及び修士相当の学力認定について審議するものとする。

(再履修)

第6条 認定研究の審査の結果、3年次への進級判定及び修士相当の学力認定が不可とされた場合は、単位は付与せず、再履修を求めるものとする。ただし、再履修の場合は、半年後に認定を受けることも可とする。

附 則

1 この申合せは、平成26年12月18日から施行する。

2 高エネルギー加速器科学研究科共通科目「認定研究」の実施方法に関する申合せ(平成21年3月13日高エネルギー加速器研究科申合わせ)は廃止する。